

**平成 25 年 8 月、京都府福知山市の花火大会会場で、多数の死傷者を伴う火災が発生したことを踏まえ、鶴岡市では火災予防条例の一部を改正しました。**

催しで火気を使用する露店や屋台等を開設する場合は、消火器を準備するとともに、消防署への届出が必要です。

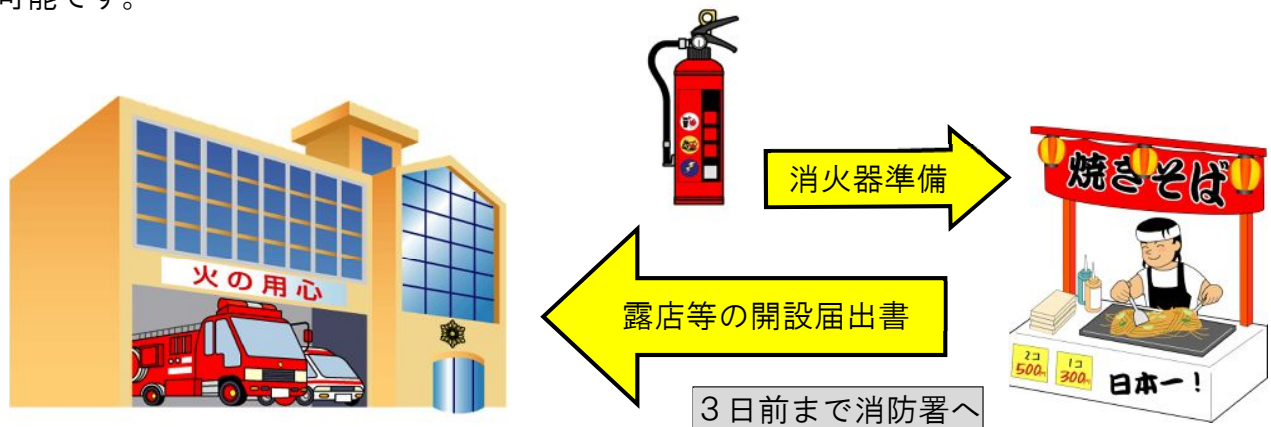
施行日 平成 26 年 8 月 1 日

**来場者が多く集まる催し（祭礼、縁日、花火大会、展示会等）で、露店や屋台等を開設する方へ**

### 消火器を準備する 【鶴岡市火災予防条例第 18 条～第 21 条】

来場者が多く集まる催しにおいて火災が発生した場合、迅速な初期消火が極めて重要です。「こんろ」や「発電機」等の対象火気器具等を使用する場合は、消火器を準備しなければなりません。

消火器を準備するのは、各露店の開設者です。ただし、他の出店者と共同で設置することも可能です。



### 露店等の開設を届け出る 【鶴岡市火災予防条例第 51 条】

露店や屋台等で安全に対象火気器具等を使用していただくため、開設する 3 日前まで消防署に届け出なければなりません。

届出者は、各露店等の開設者です。ただし、出店を統括するイベントの代表者又は露店等の代表者がいる場合は、この代表者が届出者となります。

◆◇◆お問い合わせ等◆◇◆

消防本部予防課（電話 0235-22-8332）、消防署（電話 0235-22-8331 代表）へ

消防長が指定する大規模な屋外催しの主催者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務を行わせなければなりません。

### 消防長が指定する大規模な屋外催し（指定催し）に該当する要件

- ① 1日当たり10万人以上の人出が予想され、かつ、主催者が出店を認める露店や屋台等が100店舗を超えるもの。
- ② ①に準ずる規模のもの。

### 火災予防上必要な業務に関する計画提出書を提出する【鶴岡市火災予防条例第48条の3】

指定催し的主催者は、防火担当者を定め、開催する日の14日前までに次の計画を作成させ、これに基づく業務を行わせなければならない。

- ① 火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ② 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ③ 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店や屋台等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ④ 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- ⑤ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ⑥ ①～⑤のほか、火災予防上必要な業務に関すること。

※ 火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合には、**罰則**（30万円以下の罰金）が適用されます。

詳しくは、消防本部予防課（電話 0235-22-8332）へ

